

蕨市将来ビジョン審議会条例を廃止する条例

蕨市将来ビジョン審議会条例（令和 4 年蕨市条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 39 年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 蕨市将来ビジョン審議会委員（注）の項を削る。

令和 6 年 6 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄